平成２９年度「かしの木学園」運営計画

Ⅰ　基本方針

１　はじめに

　就労継続支援Ｂ型事業を行うに当たっては、「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと」になっている。このことを踏まえ、引き続き職員一丸となって利用者への適切な支援に当たる。

　また、利用者の高齢化等に伴い、生活介護事業等についても運営面、会計処理面等のより詳しい資料収集に努め、職員が相互に協力して活動場所、内容等を検討していくことに努める。

２　基本方針

（１） 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進するために、必要な訓練及び生産活動その他の活動の提供を適切に行う。

（２） 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を提供できるよう努める。

（３） 地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市・町や他の福祉機関との密接な連携を行う。

（４） 地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

３　めざす施設運営

　利用者と職員が親しみと信頼で結ばれ、利用者が充実感を持って生活（作業）できる施設をめざし、次の重点目標を掲げ支援していく。

1. 利用者が地域社会で生きていく力を伸ばす。

　　　・通園に必要な交通機関を利用できるようにする。

　　　・作業能力を伸ばして多くの収入を得るようにする。

　　　・食事作法、買い物、健康管理など日常生活に必要な事が自分でできるようにする。

　　　・他の人とのコミュニケーションができるようにする。

　　　・レクレーション行事などを経験し余暇を楽しく過ごせるようにする。

1. 利用者一人ひとりの個性・能力を生かす「個」に徹した支援を行う。

・個性や能力の違う一人ひとりに合った支援計画をたて、全職員で支援に当たる。

1. 家庭との連携を密にした支援を行う。

　　 ・毎日の家庭連絡、毎月の保護者会等で連携を図る。

４　今年度の重点

（１）　工賃水準アップのための生産活動種目の開拓と創造を図る。

（２）　利用者サービスの向上と利用者一人ひとりへの的確な支援を行う。

（３）　職員個人としてのスキルアップとともに、研修を充実して職員の資質を高め、利用者の個性・能力に応じた支援を充実する。

（４） 人権侵害・虐待防止、個人情報の保護、情報公開の推進、健康管理、安全管理などの重要課題にも研修を深め積極的に取り組む。

Ⅱ　利用者サービス

１　指定障害福祉サービス利用契約書（以下、「サービス利用契約書」という。）各利用者と交わしている「サービス利用契約書」及び「重要事項説明書」に基づき、これを遵守することはもちろん、施設運営の基本方針に沿って利用者サービスの提供・向上に努める。

２　個別支援計画

　利用者が地域社会で健全で自立した社会生活を営むことができるよう、全職員で各人の障害の特性・状況に応じて適切な「個別支援計画」を策定し、前期・後期ごとの評価・見直しを行い、これに基づく支援を行っていく。

３　生活支援

1. 日常生活の支援

　　入浴・就寝・朝起きなど家庭での生活を除き、日常生活に欠かせない排泄・脱着衣・整容など、自立に必要な支援を行うとともに、保護者との連携を密にして家庭での生活指導と合わせ支援を行う。

1. 保健・衛生、健康管理

　　「保健・衛生支援計画」のもと、利用者の健康状態を的確に把握し、嘱託医や保護者との連絡を密にしながら疾病の予防に努めるとともに、自主健康管理ができるような支援を行う。

　　また、感染症対策には万全を期すとともに、施設内の厨房・食堂・トイレなどの清潔と衛生管理には特に留意し、常に安全な環境での生活が営まれるよう努める。

（３） 食事の提供

　　施設内厨房で調理する自前の食事（昼食）提供体制の利点を生かして、嗜好はもちろん栄養等の配分に留意した献立を作成し、食事支援とあわせ楽しい食事ができるよう食事サービスに努める。特に、食品・食器類の衛生管理は厳重に行う。

　　また、平成２７年度から食事提供体制加算は大幅に減額になったが、１日の利用者増を図る努力をして、今年度もこれまでどおり食材費負担を２３０円（予算は３３０円程度で計上）でお願いし、現状程度を維持するものとする。［週間献立表を利用者（家庭）に配布する］

（４）通園に関する支援

　　①本渡バスセンターから当施設まではこれまで通り通園指導と合わせ送迎サービスを行う。

　　②新規利用者で新しく通園することになる利用者はもちろん、利用者が安全にしかも決められた時間に通園できるような生活・社会性の支援と訓練を、家庭の協力も得ながら根気強く行う。

　　③バスセンター及び学園まで徒歩や自転車を利用する利用者に対しては、自転車の安全点検及び交通ルールの理解と遵守ができるよう支援する。

④本渡バスセンターまで路線バスを利用する利用者に対しては、公共交通機関の使い方（乗降車、ＩＣカードの提示等）がきちんとできるよう支援する。

　　⑤緊急時などやむを得ない理由により送迎を希望される場合は、個別に相談に応じることとする。

４　各種行事・レクレーション計画

　利用者が自立した社会生活を身につけるには、施設外のレクレーション行事等は欠かせないものであり、「年間行事計画」のもと実施していく。

Ⅲ　生産活動事業［生産活動事業計画は（別紙）］

１　生産活動（就労）支援

利用者の能力と適正を考慮した生産活動種目を選定するとともに、個別支援計画に基づく支援を行い、各人の能力開発に努めるとともに、生産活動（就労）を通じて利用者が自立して社会生活を営むことができるように支援を行う。

　 具体的には、「生産活動事業計画」によるが、工賃水準アップ計画も視野に入れた支援計画とする。

２　会計管理

生産活動事業会計については、社会福祉法人新会計基準に基づいた会計処理を行う。

Ⅳ　防災・安全管理

１　防災対策

　 防災対策については、別に定める「消防・防災計画」によるが、その他施設内の美化と整理・整頓に努め、作業室内における危険防止、利用者の安全対策には特に留意する。

　 また、万一の災害に備え、月１回は避難訓練を実施し、年２回は消防署の協力を得た消防訓練を行う。

２　事故防止とその対策

　 施設内での転倒やトラブルによるけが、生産活動中の事故・けがなど、不慮の事故防止には「安全支援計画」のもと、万全を期すことはもちろん、万一事故等が発生した場合に備え、「緊急時対応マニュアル」の整備、「賠償保障共済制度」への加入など、施設運営の安全を図るための方策を講じておく。

Ⅴ　職員

１　職員の資質向上

福祉サービスは「人を相手とし、人が行う専門的な対人サービス」を基本とするものであるから、職員研修の必要性は他の事業分野以上に高い。これまでの外部での専門性向上の研修とＳＤＳ（自己啓発援助）に加え、職務を通じて職場での育成研修も取り入れながら、「年間研修計画」にそって職場研修の３つの形態を総合的に進めることによって職員のスキルアップを図っていく。

Ⅵ　資金収支予算（別紙）